

納める人

所得税の納税義務者は個人ですが、法人配当金を受け取る場合など納税義務者になることがあります。

日本に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人（居住者といいます。）、居住者以外の個人（非居住者といいます。）、内国法人、外国法人等のいずれかであるかによって、所得税のかかる範囲、納税方法が異なります。

納める額

税 額 = 所得金額の合計額－所得控除額の合計額 × 税 率 － 税額控除額

（注1）退職所得、山林所得、譲渡所得のうち土地・株式等の譲渡等分離課税となるもの及び利子・配当所得のうち分離課税を選択した場合などは、それぞれ上記の計算方法とは異なります。

（注2）なお、令和9年1月からそれぞれの年分の基準所得額の1.1%を「復興特別所得税」、1%を「防衛特別所得税」として、所得税と併せて申告・納付することになります。

1 所得の種類と計算方法

種 類	内 容	計 算 方 法
利 子 所 得	預貯金、国債などの利子の所得	収入金額＝所得金額
配 当 所 得	株式、出資の配当などの所得	収入金額－ 株式などを取得するための負債の利子
不 動 産 所 得	土地、建物などを貸している場合の所得	総収入金額－必要経費
事 業 所 得	商工業、農業など事業を行っている場合の所得	総収入金額－必要経費
給 与 所 得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額－給与所得控除額
退 職 所 得	退職手当、一時恩給などの所得	$(収入金額－退職所得控除額) \times \frac{1}{2}$ 「特定役員退職手当等」については、 $\frac{1}{2}$ を乗じません。
山 林 所 得	山林を売った場合の所得	総収入金額－必要経費－特別控除額
譲 渡 所 得	土地、株式、金地金などを売った場合の所得	総収入金額等－売却した資産の取得費・譲渡費用－特別控除額（注）
一 時 所 得	生命保険契約の満期返戻金など一時的な所得	$(総収入－収入を得るため－特 別 金 額 に支出した費用－控除額) \times \frac{1}{2}$
雑 所 得	恩給、年金などの所得	収入金額－公的年金等控除額
	営業でない貸金の利子など、上記各所得にあてはまらない所得	総収入金額－必要経費

（注）譲渡所得の特別控除には要件があります。

2 所得控除

控除の種類	控除の内容
雑 損 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族（所得金額が一定金額以下の人）の有する住宅や家財を含む生活に通常必要な資産について、災害、盗難又は横領によって損害を受けた場合や、あなたがこれらに関連してやむを得ない支出をした場合の控除。
医 療 費 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のためにその年中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除。
社 会 保 険 料 控 除	あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料をあなたが支払ったり、あなたの給与や年金などから差し引かれた保険料がある場合の控除。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定された共済契約などに基づく掛金を、あなたが支払った場合の控除。
生 命 保 険 料 控 除	生命保険や介護保険、個人年金保険で、あなたが支払った保険料がある場合の控除。
地 震 保 険 料 控 除	損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合の控除。
寄 附 金 控 除	あなたが、国や地方公共団体、公益財団法人等に対し寄附金を支出した場合の控除。
障 害 者 控 除	あなたや同一生計配偶者、扶養親族が障害者である場合の控除。
ひ と り 親 控 除	以下のひとり親の要件に該当する方の控除。 あなたの合計所得金額が一定金額以下であり、現在婚姻していない方等で、総所得金額が一定金額以下の生計を一にする子がいる場合。
寡 婦 控 除	上記のひとり親に該当しない方で、以下の要件に該当する方の控除。 あなたの合計所得金額が一定金額以下であり、夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族を有する場合。
勤 労 学 生 控 除	あなたが勤労学生である場合の控除。
配 偶 者（特 別）控 除	あなたに生計を一にする配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除。
扶 養 控 除	あなたに控除対象扶養親族がいる場合の控除。
特 定 親 族 特 別 控 除	あなたに特定親族がいる場合に、特定親族のそれぞれの合計所得金額に応じて受けられる控除。
基 礎 控 除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に適用される控除。

※ 各種控除の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

3 税率（平成27年分以後）

課税される所得金額		税 率	控 除 額
1,000 円から	1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から	3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から	6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から	8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から	17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から	39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000 円以上		45 %	4,796,000 円

（具体例）

課税される所得金額が7,000,000円の場合
 7,000,000円×0.23－636,000円＝974,000円

4 税 額 控 除（主なもの）

- 配当控除
株式の配当などの配当所得がある場合（一定の場合を除く。）
- （特定増改築等）住宅借入金等特別控除
借入金等を利用して住宅を取得又は増改築等をした場合で一定の要件を満たす場合
- 住宅耐震改修特別控除
家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たす場合
- 認定住宅等新築等特別税額控除
認定住宅等の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅等を購入した場合で一定の要件を満たす場合
- 外国税額控除
外国で所得税に相当する税を納付した場合等



原則として、ご自身で1月1日から12月31日までの1年間の所得金額に対する税額を計算して、翌年2月16日から3月15日までに申告の際の住所地を所轄する税務署に確定申告をし、税金を納めます。
 給与所得者及び公的年金の受給者で、一定の者は確定申告の必要はありません。



納める人

会社などの法人（収益事業を行っている公益法人や人格のない社団等も含む。）



納める額

$$\text{税 額} = \text{所得金額} \times \text{税 率} - \text{税額控除額}$$

（注）所得金額とは、各事業年度の「益金の額」（資産の販売等の収益額）から「損金の額」（売上原価等の原価の額、販売費等の費用及び損失の額）を差し引いて算出したものです。



税 率

1 各事業年度の所得に対する税率

令和7年4月1日以後開始事業年度

区 分		普通法人		協 同 組 合 等	公 益 法 人 等	人格のない 社 団 等
		中小法人以外	中小法人(注1)			
一 般 の 所 得 金 額	年 800 万円以下	23.2%	15% (19%注2) (17%注4)	15% (17%注4)	15% (17%注4)	15% (17%注4)
	年 800 万円超		23.2%	19%	19% (23.2%注3)	23.2%

特定の医療法人や（特定の）協同組合等には適用する税率に特例があります。

（注1）中小法人：普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないものをいいます。ただし、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等との間に完全支配関係がある普通法人は中小法人から除かれます。

（注2）事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等

（注3）公益社団法人、公益財団法人、非営利型一般社団法人、非営利型一般財団法人及び公益法人等とみなされる法人

（注4）所得の金額が年10億円を超える事業年度については、17%の税率が適用されます。

（令和7年4月1日以後開始事業年度）

2 地方法人税

課税標準法人税額 × 10.3%

地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は一つの様式となっていますので、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

3 防衛特別法人税

基準法人税額－基礎控除額（年500万円）×4%

（基準法人税額とは、法人税の額＋所得税額控除等を言います。）

※ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、申告が必要となります。

（防衛特別法人税申告書は、次業として新たに加えられます。）



申告と納税

1 確定申告

原則として、各事業年度の終了の日の翌日から2か月以内に所轄の税務署に確定申告し、納付します。

2 中間申告

事業年度が6か月を超える法人で、中間納付額が10万円を超える場合は、事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内に所轄の税務署に中間申告し、納付します。



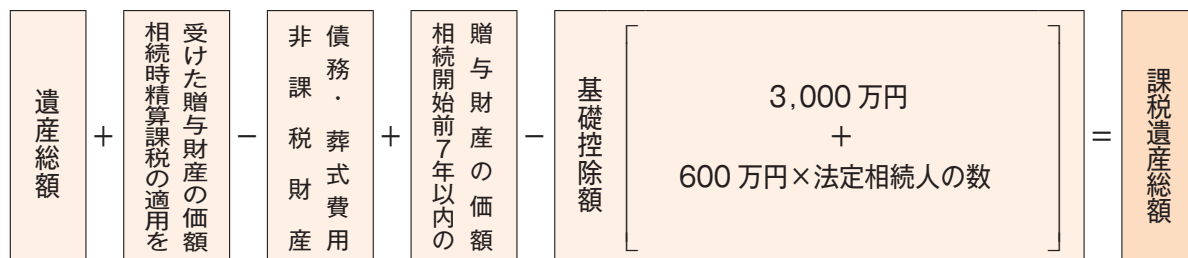
納める人

- 1 相続や遺贈（遺言による財産処分）により財産を取得した人
- 2 贈与による相続時精算課税の適用を受けた財産を取得した人



納める額

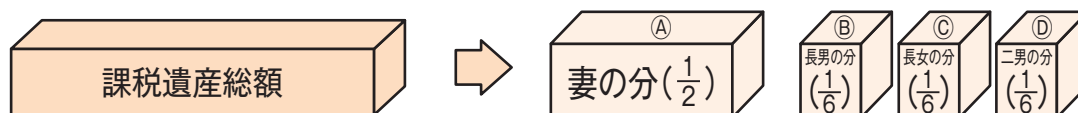
1 課税遺産総額



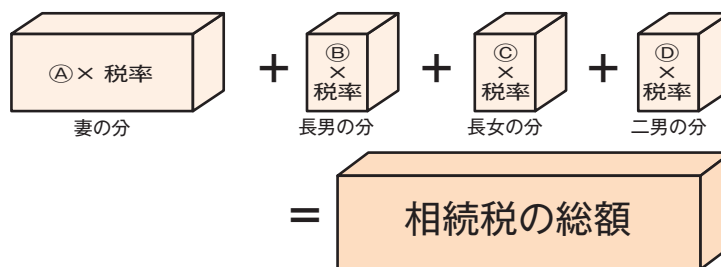
- (注1) 令和6年1月1日から令和8年12月31日までの間に相続又は遺贈（相続時精算課税に係る贈与を含む。）により財産を取得する者については、「相続開始前7年以内」とあるのは「相続開始前3年以内」となります。
- (注2) 令和9年1月1日から令和12年12月31日までの間に相続又は遺贈（相続時精算課税に係る贈与を含む。）により財産を取得する者については、「相続開始前7年以内」とあるのは「令和6年1月1日から当該相続開始の日までの間」となります。
- (注3) 相続開始前7年以内の贈与財産の価額には、相続時精算課税の適用を受けた財産の価額は含まれません。
- (注4) 相続開始前7年以内の贈与財産の価額の内、相続開始前3年以内に取得した贈与財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が加算されます。

2 税額の計算

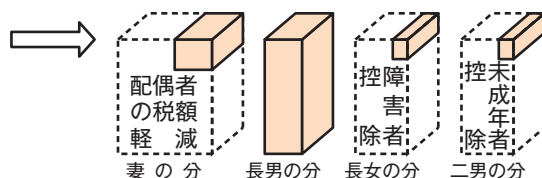
- (1) 前記の課税遺産総額を法定相続分に応じて分ける。



- (2) それぞれに税率を乗じて税額を合計する。



- (3) 相続税の総額を実際に取得した正味の遺産額の割合であん分する。
- (4) 相続や遺贈によって財産を取得した人が被相続人の一親等の血族（代襲相続人を含む。）及び配偶者以外の人である場合はその人の相続税額に2割を加算する。
- なお、いわゆる孫養子など被相続人の直系卑属で当該被相続人の養子となっている者（代襲相続人を除く。）は、この場合の一親等の血族には含まれず、2割加算の対象となります。
- (5) 相続した各人の税額から各種の税額控除を行い、納付税額を算出する。



3 税率（相続税の速算表）

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000 万円 以下	10 %	－
3,000 万円 以下	15 %	50 万円
5,000 万円 以下	20 %	200 万円
1 億円 以下	30 %	700 万円
2 億円 以下	40 %	1,700 万円
3 億円 以下	45 %	2,700 万円
6 億円 以下	50 %	4,200 万円
6 億円 超	55 %	7,200 万円



申告と納税

相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 か月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告書を提出し、申告書の提出期限までに、申告した税額を納付します。



相続税の軽減

1 暦年課税に係る贈与税額控除

相続又は遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した者が、相続開始前 7 年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与により取得した財産について課された贈与税額がある場合には、その贈与税額に相当する金額が控除されます。

2 配偶者の税額軽減

相続又は遺贈により財産を取得した者が配偶者である場合、課税価格に法定相続分を乗じた金額又は 1 億 6,000 万円のいずれか多い方の金額まで、税額の軽減を受けることができます。

なお、この税額の軽減を受けるためには、財産が分割され、相続税申告書を提出する必要があります。

3 未成年者控除

相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続人であり、かつ、18 歳未満の者である場合には、18 歳に達するまでの年数に 10 万円を乗じた金額が控除されます。

4 障害者控除

相続又は遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した者が、相続人であり、かつ、障害者である場合には、85 歳に達するまでの年数に 10 万円（特別障害者は 20 万円）を乗じた金額が控除されます。

5 相次相続控除

今回の相続開始前 10 年以内に被相続人が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得して課せられた相続税額がある場合、その被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した者（相続人に限ります。）の相続税額から一定の金額が控除されます。

6 相続時精算課税分の贈与税額控除

相続時精算課税適用財産に課せられた贈与税額がある場合には、その贈与税額に相当する金額が控除されます。

なお、控除しきれない金額があるときは、申告することにより、その控除しきれない金額に相当する税額の還付を受けることができます。

 **納める人**

贈与により財産を取得した人

 **納める額**

1 暦年課税

税 額

=

[

贈与財産の価額

−

配偶者控除額

−

基礎控除額

]

×

税 率

- (注1) 基礎控除額…110万円
(注2) 配偶者控除額…婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産等の贈与について一定の要件を満たせば最高2,000万円（申告が必要）
(注3) 税率（贈与税の速算表）

◎ 右以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	−
300万円 以下	15%	10万円
400万円 以下	20%	25万円
600万円 以下	30%	65万円
1,000万円 以下	40%	125万円
1,500万円 以下	45%	175万円
3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

◎ 1月1日現在で18歳以上で直系尊属から贈与を受けた方

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	−
400万円 以下	15%	10万円
600万円 以下	20%	30万円
1,000万円 以下	30%	90万円
1,500万円 以下	40%	190万円
3,000万円 以下	45%	265万円
4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

○この速算表の使用方法

税 額

=

基礎控除後の課税価格

×

税 率

−

控除額

2 相続時精算課税制度を選択する場合

贈与を受けた方で一定の要件を満たす場合には、相続時精算課税を選択することができます。
(要件)

- ① 受贈者は、贈与を受けた年の1月1日において18歳以上で、かつ、贈与を受けた時において贈与者の直系卑属（子や孫など）である推定相続人又は孫であること。
② 贈与者は、贈与をした年の1月1日において60歳以上の者であること。
この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択した年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

税 額

=

[

贈与財産の価額

−

基礎控除額

−

特別控除額

]

×

税率（20%）

- (注1) 基礎控除額110万円
(注2) 特別控除額2,500万円
前年までに特別控除を使用している場合には、2,500万円から既に使用した額を控除した残額が特別控除額となります。
(注3) 贈与者が亡くなった時に、相続財産（遺産総額）の価額と相続時精算課税の適用を受けた贈与財産の価額（基礎控除額を控除した後の金額）を合計して相続税の課税対象となる課税遺産総額を計算します。その際、既に支払った贈与税額がある場合には、相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は申告することにより還付されます。
(注4) 相続時精算課税を選択しようとする場合には、贈与税の申告期限内に「相続時精算課税選択届出書」及び戸籍謄本など一定の書類を添付して申告書を提出しなければなりません。なお、贈与財産の価額が基礎控除額を下回る場合には、申告書の提出は要しませんが、「相続時精算課税選択届出書」を提出する必要があります。

 **申告と納税**

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、住所地を管轄する税務署に申告し、納税します。



納める人（課税事業者）

1 原則

その課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える事業者です。

2 基準期間がない場合

- ・新設法人（期首の資本金が1,000万円以上）
- ・特定期間における課税売上高が1,000万円を超える事業者

特定期間とは、個人事業者の場合はその年の前年の1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後の6か月の期間のことをいいます。

1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

3 適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者

4 課税事業者を選択した事業者

● 課税される取引

1 国内取引

国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供

2 輸入取引

外国貨物（課税貨物）を保税地域から引き取るとき

● 非課税取引

土地の譲渡及び貸付け（一時的なものを除く。）、社債・株式・商品券等の譲渡、利子、保険料、住民票交付等の行政手数料、社会保険医療、社会福祉事業、埋葬料、火葬料などといった取引は、消費税の性格や社会政策的な配慮などから消費税は課税されません。



納める額

● 税 率

区 分	適用時期	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	
			標準税率	軽減税率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7%	2.2%	1.76%
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

軽減税率の対象となる品目

- 1 飲食料品：食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。
- 2 新 聞：一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもの（定期購読契約に基づくもの）をいいます。

●消費税の計算

消費税は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。
消費税率は複数税率のため、税率ごとに区分して計算する必要があります。

1 原則（一般課税）

$$\text{税 額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税 率} - \text{課税期間の課税仕入高} \times \text{税 率}$$

2 簡易な計算方法（簡易課税制度）

基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の課税事業者は届出により、簡易な計算方法を選択することができます。

$$\text{税 額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税 率} - \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税 率} \times \text{みなし仕入率}$$

みなし仕入率

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率は、次のとおりです。

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第 1 種事業	卸売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者販売する事業）	90%
第 2 種事業	小売業（他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業）、農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第 3 種事業	農業・林業・漁業（飲食料品の譲渡に係る事業を除く）、鉱業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第 4 種事業	第 1 種事業、第 2 種事業、第 3 種事業、第 5 種事業、第 6 種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第 5 種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（注） （第 1 種事業から第 3 種事業までに該当しないもの）	50%
第 6 種事業	不動産業	40%

（注） 飲食サービス業に該当する事業を除く。

3 計算方法の特例（2割特例）

この特例は、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を機に免税事業者から適格請求書発行事業者になった場合に令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間において、適用することができます。ただし、基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超えており、適格請求書発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる場合など、一定の場合には適用できません。

$$\text{税 額} = \text{課税期間の課税売上高} \times \text{税 率} - \text{課税売上げに係る消費税額} \times 80\%$$

一般課税、簡易課税制度のどちらを選択している場合も、事前の届出なしに適用することができます。

●地方消費税の計算

$$\text{地方消費税額} = \text{消費税額} \times \text{地方消費税率（78分の22）}$$

●適格請求書等保存方式（インボイス制度）

消費税の納付税額は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出することになります。この課税仕入れ等に係る消費税額を控除することを「仕入税額控除」といいます。

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書（インボイス）等の保存が要件となり、この仕入税額控除の方式を「インボイス制度」といいます。

適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に申請書を提出し、登録を受ける必要があります。インボイス発行事業者となることできるのは、課税事業者のみとなります。

（注） 免税事業者であっても、令和 5 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間は、登録日から適格請求書発行事業者になることができます。

申告と納税

1 確定申告・納付

個人事業者は課税期間の翌年の3月末日までに、法人は原則として課税期間の末日の翌日から2か月以内に、消費税と地方消費税を併せて所轄税務署に申告・納付します。

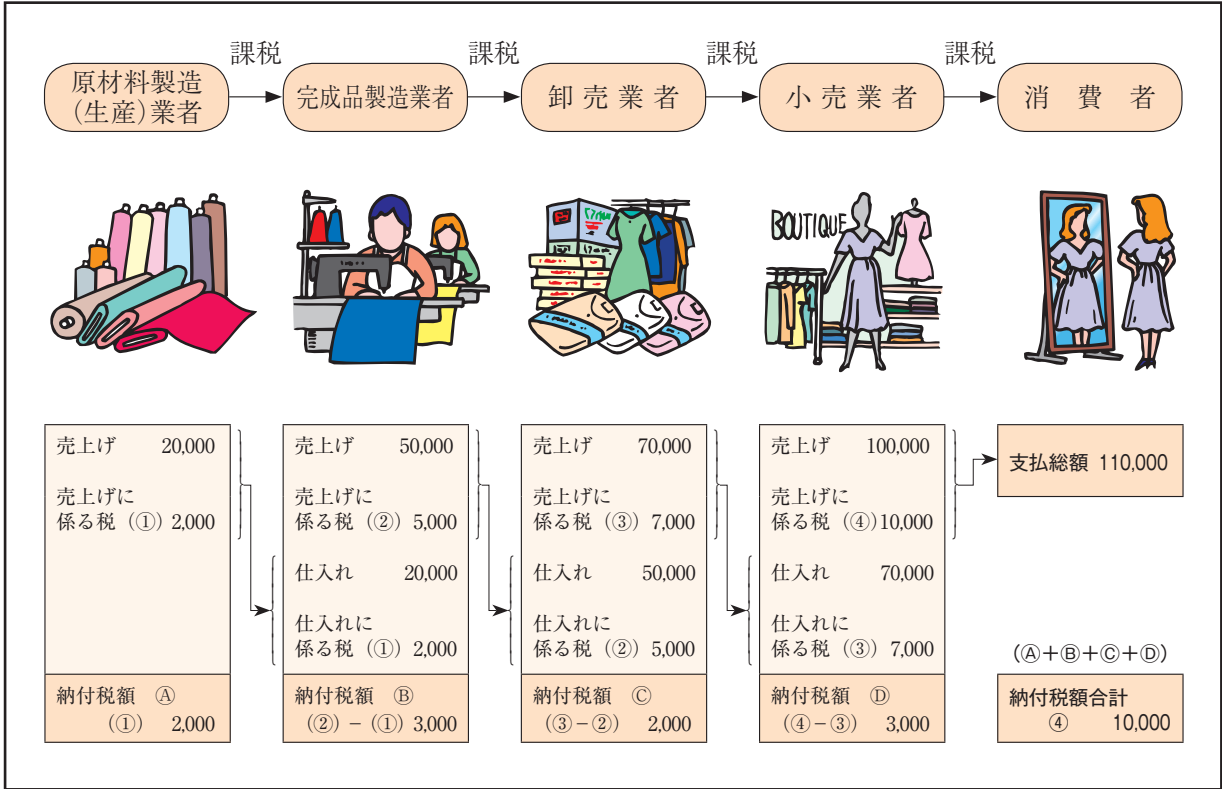
2 中間申告・納付

中間申告税額は、直前の課税期間の確定申告の確定消費税額(年税額)により、次の区分により計算し、申告・納付します。

直前の課税期間の 年間確定消費税額 (地方消費税額込み)	48万円以下 (615,300円以下)	48万円超 (615,300円超)	400万円超 (5,128,200円超)	4,800万円超 (61,538,400円超)
中間申告の回数	中間申告不要	年1回 (6か月)	年3回 (3か月)	年11回 (1か月)
中間申告額		直前の課税期間の 確定消費税額の 2分の1	直前の課税期間の 確定消費税額の 4分の1	直前の課税期間の 確定消費税額の 12分の1

- (注1) 各中間申告対象期間について仮決算を行い、計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。ただし、仮決算を行い、中間申告において計算した税額がマイナスとなった場合でも、還付を受けることはできません。また、仮決算による中間申告書は2割特例を適用することはできません。
- (注2) 中間申告義務がない事業者であっても、事前に「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出することにより、自主的に年1回の中間申告・納付をすることができます。

消費税及び地方消費税の課税の概念図



消費税と地方消費税を合わせた税率(10%)で計算しています。(単位:円)